

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年7月25日 14時02分ごろ
発生場所	茨城県神栖市日川浜北方沖 鹿島港南防波堤灯台から真方位167°4.5海里付近 (概位 北緯35°53.2′ 東経140°44.0′)
事故の概要	水上オートバイヤマハ ^{エックスエル} XL1200は、遊走中、機関の運転ができなくなり、風により圧流されて消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年8月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ ヤマハXL1200、5トン未満（長さ2.70m） 230-41829茨城、個人所有 ガソリン機関、船内機、2サイクル、106.65kW、回転数 毎分7000、3気筒、ボア80mm、使用燃料ガソリン、平成12年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船体が大破（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、日川浜北方沖を遊走中、船長がスロットルレバーを操作して増速しようとしたところ、速力が上がらなくなって冷却水点検孔から水蒸気が噴出したのを認めた後、機関が停止した。 船長は、航行不能と判断して118番通報を行った後、本船が、風によって圧流されて付近の消波ブロックに乗り揚げたので、同消波ブロックに自力で上陸した。 本船は、その後、波により消波ブロックに打ちつけられて大破して沈没した。 本船は、少なくとも本事故の4年前に船長が中古販売で購入して以来、年に2回程度出航していたが、今まで不具合が発生したことがなかったため、整備業者等による点検、整備を実施したことがなかった。
分析	本船は、約4年間機関の点検、整備が実施されていない中、遊走中、機関が停止したことから、運航不能となり、風によって圧流されて消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。 機関は、停止前に冷却水点検孔から冷却水が出ておらず、オーバー

	<p>ヒートを生じて停止した可能性があると考えられるが、船体が沈没したことから、機関が停止した原因を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、約4年間機関の点検、整備が実施されない中、遊走中、機関が停止したため、運航不能となり、風によって圧流されて消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・船舶所有者は、定期的に整備業者等による機関の点検整備を行うことが望ましい。